

不当な訴え提起に関する裁判例のまとめ

1. 訴えの提起が不法行為に当たるとして損害賠償が請求された例

	裁判例	結論	概要
1	最三判昭和 63 年 1 月 26 日 (民集 42 卷 1 号 1 頁)	不法行為には当たらない	<p>Y が土地を売却する際、買主の依頼した土地家屋調査士である X が、土地の面積を過小に測量したため、実際の面積より不足する分について売買代金を受領することができず、損害を被ったとして損害賠償請求の訴えを提起したが、測量を依頼したのは買主であって X ではないことを理由として敗訴確定。その後、X が Y に対し、前訴の提起が不法行為に当たるとして損害賠償請求訴訟を提起した。</p> <p>[判示]</p> <p>訴えの提起が違法な行為といえる場合について、</p> <p>「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、<u>右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（以下「権利等」という。）が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。」</u></p> <p>と判示した上で、Y が X に対して損害賠償請求権を有しないことを知っていたということとはできないのみならず、いまだ通常人であれば容易にそのことを知りえたともいえないとして、請求を棄却した。</p>
2	最一判平成 11 年 4 月 22 日 (集民 193 号 85 頁)	不法行為には当たらない	<p>自動車の交通事故により死亡した者の相続人 Y が、自動車を運転していたのは X であるとして損害賠償請求の訴えを提起した。これに対し、X は、運転者は別</p>

			<p>人であるとして争い、本訴提起はXに対して損害を与えることを目的としたものであるとして、Yに対し不法行為に基づく損害賠償請求の反訴を提起した（訴訟提起当時、捜査を担当した警察署は、運転者はXではなく別人であると認定していた。）</p> <p>[判示]</p> <p><u>本訴請求棄却。反訴に関して、訴えの提起が違法な行為といえる場合について、上記1の最高裁判例を引用した上で、運転者がXであることを裏付ける証拠が皆無であったとはいえないなどの理由から、Xに対する損害賠償請求権を有しないことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて本訴を提起したとは認められないとして、請求を棄却した。</u></p>
3	最二判平成 21 年 10 月 23 日 (集民 232 号 127 頁)	不法行為には当たらない	<p>特別養護老人ホームを経営するYが、入所者に対する虐待が行われているという虚偽の事実に基づく記事が新聞に掲載されたことにより信用及び名誉が損なわれたとして、情報を提供した職員Xに損害賠償の訴えを提起した。これに対し、Xは、虐待行為につき複数の目撃供述等が存在していたにもかかわらず、これを虚偽であるとして本訴を提起したことは不法行為に当たるとして、Yに対し損害賠償請求の反訴を提起した。</p> <p>[判示]</p> <p><u>本訴請求棄却。反訴に関して、訴えの提起が違法な行為といえる場合について、上記1及び2の最高裁判例を引用した上で、Yが、特段の根拠もないまま入所者に対する虐待がなかったものと思い込んだということはできず、その主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて本訴を提起したとまでは認められないとして、請求を棄却した。</u></p>
4	最二判平成 22 年 7 月 9 日 (集民 234 号 207 頁)	不法行為に当たる	<p>Yが、Yの経理事務を担当していたXによる横領等があったと主張して不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起し、Yの請求を棄却する第一審判決を不服</p>

			<p>として控訴したところ、Xが、本訴提起が不法行為に当たるとして、Yに対し損害賠償請求の反訴を提起した。控訴審は本訴・反訴ともに請求を棄却した。</p> <p>[判示]</p> <p>上告審でも本訴請求は棄却。しかし、反訴に関しては、<u>上記1及び2の最高裁判例を引用した上で、Yは、自らが行った事実（Yが主張する横領行為等に係る小切手等の振出しや預貯金の払戻し等のほとんどについてYが自ら指示し、小切手金や払戻し等に係る金員の多くをY自身が受領していること）と相反する事実に基づいてXの横領行為等を主張したことになるのであって、Yにおいて記憶違いや通常人にもあり得る思い違いをしていたことなどの事情がない限り、Yは、本訴で主張した権利が事実的根拠を欠くものであることを知っていたか、又は通常人であれば容易に知り得る状況にあった蓋然性が高く、本訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる可能性がある」と判示した。その上で、<u>原審は、請求原因事実と相反することとなるY自らが行った事実を積極的に認定しながら、記憶違い等の事情について何ら認定説示することなく、Yにおいて本訴で主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて本訴を提起したとはいえないなどとして、XのYに対する本訴の提起に係る不法行為の成立を否定しているのであるから、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとして、原判決を破棄し、原審に差し戻した。</u></u></p> <p>差戻審（東京高判平成23年2月22日・ウエストロー・ジャパン）は、Yにおいて記憶違いや思い違いをしていたなどという特段の事情を認めるに足りる的確な証拠はないと認定し、Yの本訴の提起及び追行は、不当訴訟としてXに対する不法行為を構成するとして損害賠償を認めた。</p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 訴えの提起が不適法（訴権の濫用）であるため却下すべきと主張された例

	裁判例	結論	概要
5	最一判昭和 53 年 7 月 10 日 (民集 32 卷 5 号 888 頁)	訴権の濫用に当たり不適法却下	<p>有限会社 Y の社員持分を譲渡した X が、それを承認する社員総会決議の不存在の確認を求めて提訴した。</p> <p>[判示]</p> <p><u>X は、相当の代償を受けて自らその社員持分を譲渡する旨の意思表示をし、Y の社員たる地位を失うことを承諾した者であり、右譲渡に対する社員総会の承認を受けるよう努めることは、X として当然果たすべき義務というべきところ、一族の中心となって Y を支配していた X にとって、社員総会を開いて前記 X らの持分譲渡について承認を受けることはきわめて容易であったと考えられるとした上で、このような事情のもとで、X が、社員総会の持分譲渡承認決議の不存在を主張し、Y の経営が事実上 A の手に委ねられてから相当長年月を経たのちに右決議及びこれを前提とする一連の社員総会の決議の不存在確認を求める本訴を提起したことは、特段の事情のない限り、X において何ら正当の事由なく Y に対する支配の回復を図る意図に出たものというべく、X のこのような行為は A に対し甚しく信義を欠き、道義上是認しえないとした。</u></p> <p>そして、前記のように X の本訴の提起が A に対する著しい信義違反の行為であること及び請求認容の判決が第三者である A に対してもその効力を有することに鑑み、X の本件訴提起は訴権の濫用にあたるものというべく、右訴は不適法たるを免れないとして、訴えを却下した。</p>
6	最一判平成 5 年 9 月 9 日 (民集 47 卷 7 号 4814 頁)	訴権の濫用には当たらない	<p>株式会社 A の取締役 Y が、一部大株主から自社の株式を高値で買い取るよう要求を受けたのに対し、100%子会社を使ってこれを高値で買い取らせた上で、同子会社からグループ会社に時価で転売させた取締役の行為が、会社に売買差損金相当の損害を与えたとして、A の株主 X から株主代表訴訟が提起された。</p>

			<p>原審（東京高判平成元年7月3日・金融・商事判例826号3頁）は、</p> <p>「株主代表訴訟は、それ自体、これを提起する株主に直接の財産的利益をもたらす性質のものではないから、その株主が一方では会社の権利の実現をはかるとともに、他方ではその訴訟の提起により自己の名前の広がりを望んでいるとしても、それだけの理由で直ちにその代表訴訟の提起が権利の濫用に当たるということとはできない。従って、<u>株主代表訴訟の提起が権利の濫用に当たるか否かの判断は慎重になされなければならないのであって、当該代表訴訟の提起が徒らに会社ないしその取締役を一喝し困惑させることに重点を置いたものであって、結局それによって会社から金銭を喝取するなど不当な個人的利益を獲得する意図に基づくものであるとか、当該代表訴訟によって追及しようとする取締役の違法事由が軽微又はかなり古い過去のものであるとともに、その違法行為によって会社に生じた損害も甚だ少額であって、今更その取締役の責任を追及するほどの合理性、必要性に乏しく、結局会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものであるなどの特段の事情のある場合に限り、これを株主権の濫用として排斥すれば足りるものと解するのが相当である。</u>」</p> <p>と判示して、本件は権利の濫用に当たらないとした。</p> <p>[判示]</p> <p>所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、右事実関係の下においては、被上告人の本件訴訟の提起が権利の濫用に当たるものではないとした原審の判断は、正当として是認することができる。</p>
7	東京高判平成13年1月31日 (判例タイムズ1080号220頁)	訴権の濫用に当たり不適法却下	<p>[判示]</p> <p>不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、訴権濫用が成立する要件として、</p>

			<p>「<u>当該訴えが、もっぱら相手方当事者を被告の立場に置き、審理に対応することを余儀なくさせることにより、訴訟上又は訴訟外において相手方当事者を困惑させることを目的とし、あるいは訴訟が係属、審理されていること自体を社会的に誇示することにより、相手方当事者に対して有形・無形の不利益・負担若しくは打撃を与えることを目的として提起されたものであり、右訴訟を維持することが前記民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められた場合には、当該訴えの提起は、訴権を濫用する不適法なものとして、却下を免れないと解するのが相当である。</u>」</p> <p>と判示した上で、本件での訴権濫用の成否については、</p> <p>「本件訴訟を提起することにより、被控訴人を訴訟の場に引き出し、応訴の負担を与え、あるいは訴訟係属を社会的に誇示することにより、被控訴人の社会的評価の低下を意図したものと認定することができる。」</p> <p>と判示して、訴え却下の判断をした原審は相当であるとした。</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------